

## 規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

### 埼玉県人事委員会規則七一一一九

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇六）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万二千五百円」に改め、同条第三項中「五千円」を「千百二十円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。